

| No | 質問の宛先 | 質問 | 回答 | 質問受付日 |
|----|-------|---|--|-------|
| 1 | 兵庫県 | (3) 離着陸場設置の準備作業について、離着陸場設計に関わる実証・調査費用(測量・測定等)も含まれるとの理解で良いでしょうか？ | 離着陸場整備の事前調査や設計に要する費用を対象経費としますので、離着陸場設計に関わる実証・調査費用(計測・測量等)も含まれます。 | 4月19日 |
| 2 | 兵庫県 | (1)の人材育成については、個別の機体に即したパイロット・整備士向けの訓練費用は対象経費として含まれますでしょうか？また訓練に必要なシミュレーター等の調達費は含まれますでしょうか？また、その場合、成果として当該機種種の型式限定ライセンスの取得まで必要でしょうか？ | 補助対象事業(1)の場合に提出頂く「兵庫・関西における空飛ぶクルマを活用したビジネス構想」に即した内容であり、申請された補助事業に直接関係があるものであれば、個別の機体に即したパイロット・整備士向けの訓練費用は対象経費として認められます。 訓練に必要なシミュレーター等につきまして、レンタル・リース料は対象ですが、空飛ぶクルマ以外の航空機等にも汎用的に利用できる製品の購入費は対象外です。 当該機種種の型式限定ライセンスを取得することで提案者のビジネス化がより進むのあれば本事業主旨に合致しますのでご提案ください。なお、ライセンス取得など具体的な目標と評価方法については、ご提示ください。 | 4月19日 |
| 3 | 兵庫県 | (1), (2), (3)の補助金に対して各目的にあった提案事業を1事業者がそれぞれ別々に応募することは可能でしょうか？ | 1事業者が、補助対象事業(1), (2), (3)の補助金を別々に応募することは可能ですが、全体として一体である事業を分割して応募することはできません。 | 4月19日 |
| 4 | 兵庫県 | (1), (2)の審査ポイントのみに関し、県内事業者は本店・本社が所在する事業者でしょうか？それとも事業所が存在する事業者でしょうか？ | 県内に事業所が存在する事業者です。本店・本社である必要はありません。 | 4月19日 |
| 5 | 兵庫県 | (1)ウ「空飛ぶクルマのビジネス化に資するその他取組み」について調査検討のスコープとして離着陸場の要素も含んでも良いのでしょうか？ | 離着陸場の要素を含むことについては問題ありません。 | 4月22日 |
| 6 | 兵庫県 | (1)「飛行実証等ビジネス化に資する事業」の対象として、万博後のビジネス化を見据えた調査も含まれますでしょうか？その場合、(2)「ビジネスモデルの検証に資する事業」の時間軸の違いについて線引きはありますか？ | 補助対象事業(1)について、万博後のビジネス化を見据えた調査も含まれます。補助対象事業(2)とは、時間軸の違いについての線引きはありません。 ただし、補助対象事業(1)については、社会実装時期等を具体的に提示いただいた上で、令和6年度中に実施すべき調査かどうか審査します。 | 4月22日 |
| 7 | 兵庫県 | (1)「飛行実証等ビジネス化に資する事業」で離着陸場設置の準備事業を行うことは可能か | 補助対象事業(1)で離着陸場設置の準備事業を行うことは可能ですが、「県内のポート候補地を網羅的に調査する」などを想定します。他方、補助対象事業(3)については、特定の1地点における調査・設計を対象としています。 | 4月23日 |
| 8 | 大阪府 | 共同事業者として参画した場合、共同事業者が外部に調査委託契約等により支出した費用も補助対象との理解で良いでしょうか？ | 申請書に記載された共同事業者が事業の役割を果たすにあたり必要と認められる調査を外部に委託して実施する場合は補助の対象となります。ただし、全てを外部に委託して実施した場合は、補助対象となりません。また、共同事業者及び委託事業者の役割と実施業務を明確にして頂くとともに、委託した調査結果を踏まえ、共同事業者として、主体的に補助事業の目的を達成するために必要な、検証・分析を行うことが必要です。 | 4月25日 |